

## 地域密着型サービス(介護予防含む)の区域外利用について

### 地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるのが地域密着型サービスです。

地域密着型サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できることとされています。

ただし、特別な事情がある場合は、事業所所在地の市町村長の同意が得られた時に限り、例外として区域外の被保険者の利用が可能とされています。

※介護予防・日常生活支援総合事業は、事業所が指定を受けている市町村の被保険者であれば利用できます。(更新及び区分変更により、要介護となった場合に継続して利用できなくなる可能性があります。)

## 区域外の利用に係る同意について

### 1. 他市町村の被保険者が可児市の地域密着型サービスの利用を希望するとき

他市町村の被保険者（利用希望者）が可児市に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は、サービスを利用する前に、利用希望者ごとに可児市の同意を得る必要があります（必ず利用が認められるものではありません）。

また、事業所は、保険者の事業所指定を受ける必要があります。

必要な手続きがなくサービスを利用した場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となります。

### 2. 可児市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望するとき

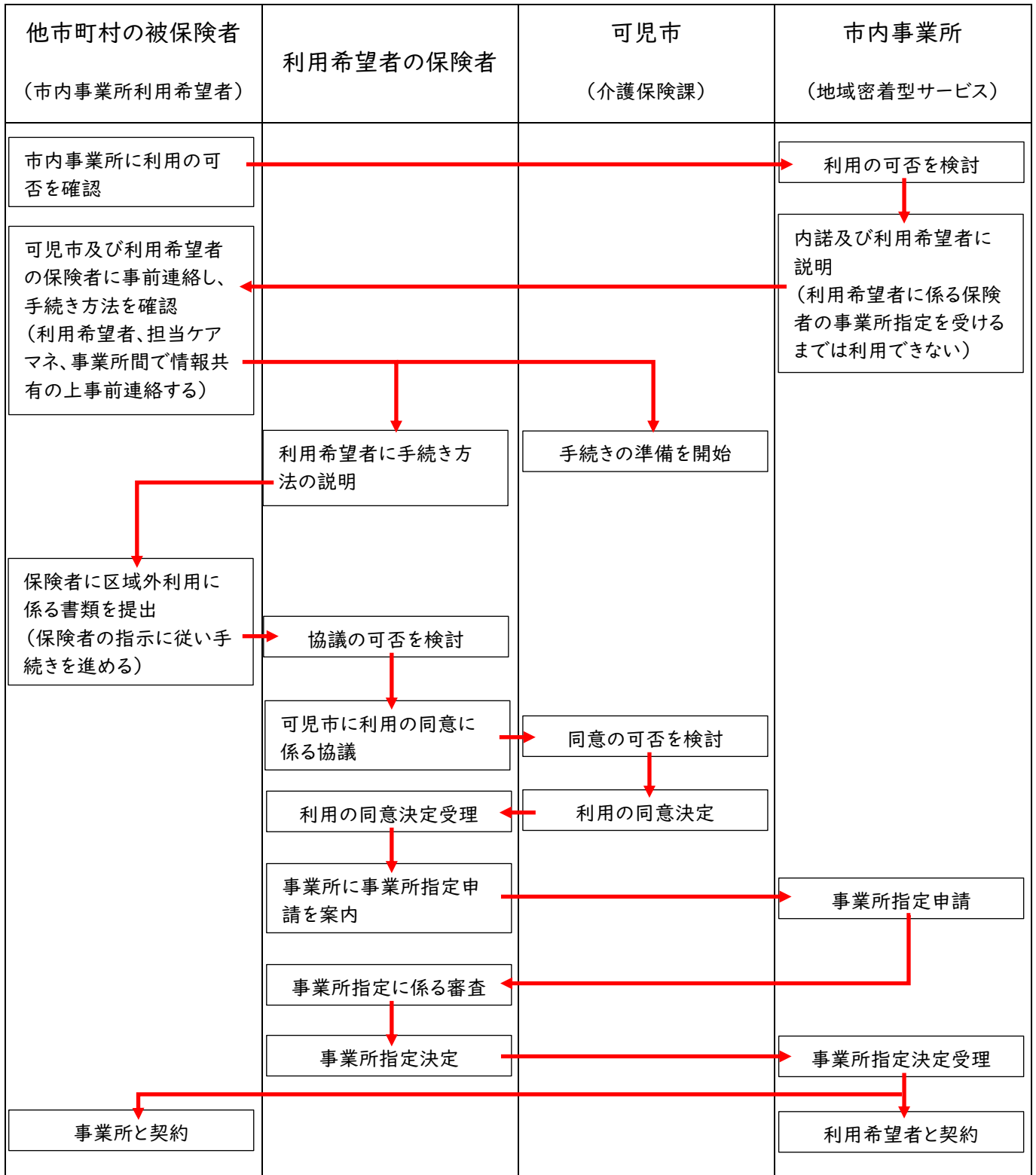
可児市の被保険者（利用希望者）が他市町村に所在する地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は、サービスを利用する前に、利用希望者ごとに事業所所在市町村の同意を得る必要があります（必ず利用が認められるものではありません）。

また、事業所は、可児市の事業所指定を受ける必要があります。

必要な手続きがなくサービスを利用した場合は、介護保険の利用ができず、全額自己負担となります。

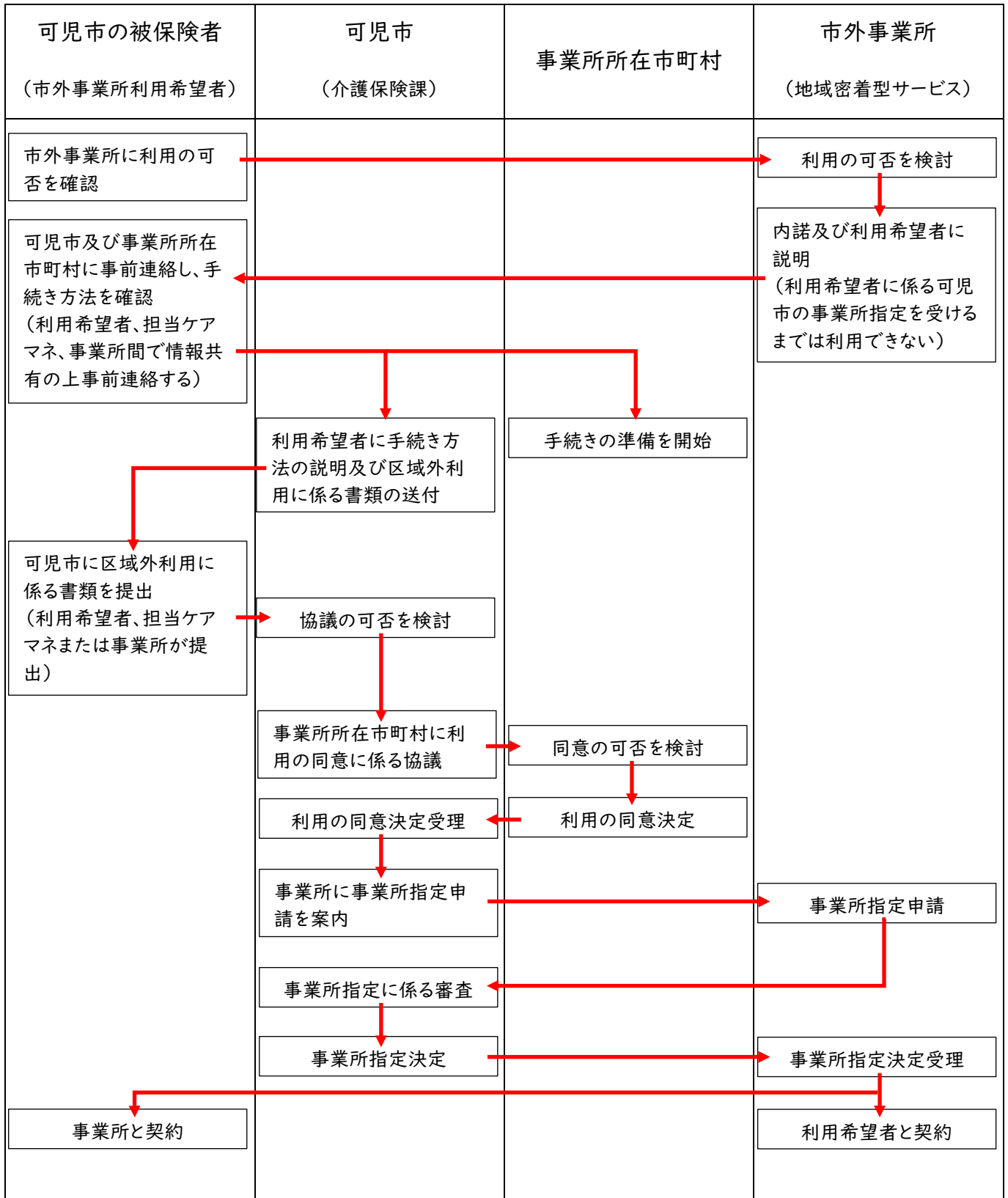
1.他市町村の被保険者が可見市の地域密着型サービスの利用を希望するとき

○利用開始までの必要な手続きの流れ ※利用希望者ごとに一連の手続きが必要です。



2.可児市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスの利用を希望するとき

○利用開始までの必要な手続きの流れ ※利用希望者ごとに一連の手続きが必要です。



## 住所地特例対象者の特定地域密着型サービスの利用について

住所地特例対象者については、住民票所在地の特定地域密着型サービス及び特定地域密着型介護予防サービス(※1)を利用することができるため、住所地市町村の指定を受けている事業所であれば利用できます(介護予防・日常生活支援総合事業も同様)。

住所地特例対象者とは、住所地特例対象施設(※2)に住民票を移した上で入所(入居)した者です(この場合、保険者は住民票の異動前の市町村となります)。

例えば、A市から可見市の有料老人ホームに入所し、住民票も同施設に異動した場合、住所地は可見市となりますが、介護保険の保険者はA市のままとなります。この場合、可見市が指定する地域密着型通所介護を利用することができます。

### ※1 特定地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

特定地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

### ※2 住所地特例対象施設

介護保険施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

特定施設：有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

※対象外施設：認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設